

# 公益財団法人電磁応用研究所 寄附金取扱規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人電磁応用研究所（以下「この法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「一般寄附金」とは、当法人が広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する金銭をいう。
- (2) 「特定寄附金」とは、当法人が広く一般社会に用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する金銭をいう。
- (3) 「特別寄附金」とは、当法人が個人または団体から用途指定または寄附金の管理方法について条件を付されて受領する金銭をいう。
- (4) 「寄附金」とは、一般寄附金、特定寄附金、特別寄附金をいう。

## (適用範囲)

第3条 この規程は、この法人が受領する寄附金に対して適用する。

## (一般寄附金の募集)

第4条 一般寄附金は、常時募集することができる。

2 一般寄附金を募集する場合、寄附者において用途指定または寄附金の管理運用方法に係る条件を付さないものとする。

3 一般寄附金は、寄付金総額の50%以上の割合を定款第4条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない

## (特定寄附金の募集)

第5条 特定寄附金を募集する場合、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途およびその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という）を理事会に提出し、承認を求めるものとする。

2 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、当法人の公益目的の全部または一部に使用することとして資金用途を定めるものとする。

3 特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付し、またはホームページにおいて募金目論見書を公開するものとする。

## (受領書等の送付)

第6条 寄附金の申込者が当該寄附金に係る領収書の発行を求めた場合、遅滞なく当該受領書及び募金目論見書（特定寄附金の場合に限る）を寄附者に送付するものとする。

## (特定寄附金に係る募金結果の報告)

第7条 特定寄附金の募集期間が終了した場合、すみやかに寄附金総額、用途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付し、またはホームページ上において公開する。

2 特定寄附金の支出が完了した場合は、当該寄附金の収支に係る収支決算書および支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付し、またはホームページ上において公開する。

(使途変更)

第8条 当法人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附金の使途を変更することができる。

(1) 寄附目的が達せられ、寄附金に残額が生じた場合

(2) 適正かつ合理的な理由により、寄附の使用内容等を変更する場合

2 前項第2号の場合は、事前に寄附者から同意を得るものとする。ただし、寄附者の死亡、失踪、意思能力の欠如その他の事由により同意が得られない場合には、この限りではない。

(情報公開)

第9条 当法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5号各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講ずるものとする。

(個人情報)

第10条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報取扱規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。